

早期退院・地域定着支援院内委員会推進事業（院内委員会支援事業）について

背景・課題

- ・改正精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行(平成26年4月1日)
- ・医療保護入院の見直しで、病院管理者には地域援助事業者(相談支援事業者等)と連携して退院促進のための体制整備が義務づけられる。(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の5)
- ・医療保護入院退院支援委員会(院内委員会)が設置されることになり、地域援助事業者は、患者本人からの申出により出席の要請があった場合、できる限り出席し退院に向けた情報共有に努めることとなっているが、その出席に対し、国から報酬が支払われる仕組みがない。

医療保護入院退院支援委員会（院内委員会）に患者本人が地域援助事業者に出席を求めた場合に円滑に出席できるようにするための仕組みが必要

事業内容

・院内委員会に地域援助事業者が出席し、それに対し報酬を支払った病院に対して補助金を交付

(補助額について)

1回開催あたり:4,200円(※交付要綱に定められた基準額と対象経費の実支出額と比較して少ない方の額)

(留意事項)

・予算の範囲内において、補助するものとする。

